

第4節 消火設備

第1章第8節による。

ただし、移動タンクに関しては、道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号により、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第71条第1項の表に掲げるものを運搬する際には、消火器の設置が義務付けられるので留意すること。